15	(1)　岩手県大船渡市三陸町越喜来字西上甫嶺93―79 (762.80) (2)　岩手県気仙郡住田町世田米字大平34―3の内 (602.50)	北緯39度06分28秒東経141度45分11秒の地点と北緯39度10分15秒東経141度35分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［16～73　略］		

［2　略］

3　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域

1	削除	
［2～16　略］		

［4　略］

15	(1)　岩手県大船渡市三陸町越喜来字西上甫嶺93―31 (762.80) (2)　岩手県気仙郡住田町世田米字大平34―3　(602.50)	北緯39度06分28秒東経141度45分11秒の地点と北緯39度10分15秒東経141度35分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［16～73　同左］		

［2　同左］

3　［同左］

1	(1)　東京都港区海岸1―5―20 (133.80) (2)　東京都新宿区西新宿2―8―1　(262.50)	北緯35度39分13秒東経139度45分30秒の地点と北緯35度41分21秒東経139度41分31秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［2～16　略］		

［4　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

二十六　平成二十二年総務省告示第二百一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

［1～7　略］		
8	削除	
［9～20　略］		
21	削除	

改正前		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲

1　［同左］

［1～7　同左］		
8	(1)　福島県郡山市三穂田町山口字塩原向山1―6 (361.40) (2)　福島県須賀川市梅田字牛池32　(439.50)	北緯37度21分33秒東経140度15分42秒の地点と北緯37度18分40秒東経140度13分21秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［9～20　同左］		
21	(1)　福島県本宮市青田字吹通1 (521.10) (2)　福島県二本松市西勝田字明堂49―1　(344.20)	北緯37度30分46秒東経140度21分34秒の地点と北緯37度32分20秒東経140度30分31秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

第三種郵便物認可　平成三十年五月二十一日